

環境測定分析士の更新登録手続きに関するお知らせ

一般社団法人 日本環境測定分析協会

平成 25 年 8 月 27 日

1. 更新登録について

一般社団法人日本環境測定分析協会で行っている環境測定分析士 1 級・2 級及び環境・騒音振動測定士上級試験については、試験合格後 3 年以内に初期登録申請を行い、登録証交付後に資格認定となります。この 1 級・2 級・上級については、登録証交付後に一定期間経過したら登録更新の必要があります。

2. 当面、更新登録が必要な試験の開始時期について

(1) 環境測定分析士 2 級試験 平成 18 年度(2006 年度)より試験開始

(2) 環境測定分析士 1 級試験 平成 20 年度(2008 年度)より試験開始

(環境騒音・振動測定士上級試験は平成 23 年度(2011 年度)より試験開始)

3. 更新登録の時期について

環境測定分析士等の資格認定制度に関する規程を平成 22 年(2010 年)1 月 19 日付で改正を行い、次の通り経過措置を定めました。

(1) 平成 22 年(2010 年)3 月 31 日以前に初期登録した登録者(附則 2 に定める平成 21 年度(2009 年度)に実施した 1 級及び 2 級の試験に合格し、合格証の交付を受けた者は除く)は、交付されている登録証に記載されている登録年月日を平成 22 年(2010 年)4 月 1 日と読み替えて、第 13 条第 2 項に定める更新登録を行うものとします。

※初期登録を平成 19 年(2007 年)4 月 1 日～平成 22 年(2010 年)3 月 31 日に行った者は、初期登録交付期日を平成 22 年(2010 年)4 月 1 日と読み替えますので、次回更新登録の期限は、平成 27 年(2015 年)3 月 31 日となります。実際には、平成 26 年(2014 年)12 月もしくは平成 27 年(2015 年)1 月から平成 27 年(2015 年)3 月の間で更新登録申請を受け付ける予定です。

4. 更新登録の内容について

環境測定分析士等の資格認定制度に関する規程第 16 条の規定により登録証等の交付を受けた者は、CPD(継続研鑽)に励み、別表 5 に定めるところにより更新登録をしなければなりません。平成 19 年(2007 年)4 月 1 日～平成 22 年(2010 年)3 月 31 日の間に初期登録を行った者は、更新登録に必要な点数は平成 22 年(2010 年)4 月 1 日～平成 27 年(2015 年)3 月 31 日の間の点数が適用されます。平成 22 年(2010 年)3 月 31 日以前の点数は無効ですので、ご注意ください。

ただし、第 14 条第 2 項(年齢が 61 歳以上の登録者の更新登録の特例)が適用される場合は、別表 5 の規定は適用されず、別表 6 の規定が適用されます。

5. 問合せ先

(一社)日本環境測定分析協会 資格認定試験事務局 TEL 03-3878-2811